

## 国際漁業管理機関・

略 語	名 称	設 立	水 域	魚 種
CCAMLR	Commission for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources 南極海洋生物資源保存委員会	南極の海洋生物資源の保存に関する条約に基づく 1982 年	概ね南緯 60 度を中心とした水域	オキアミ、マジェランアイナメ等の南極海洋生態系に属する海洋生物資源
CCSBT	Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna みなみまぐろ保存委員会	みなみまぐろの保存のための条約に基づく 1994 年	ミナミマダロの回遊する水域(境界規定なし)	ミオミマダロ
CITES	Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora 絶滅のおそれのある野生動物種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)	1975 年	全ての陸上及び水域	絶滅のおそれのある野生動物種(希産種)は、鳥類、さめ類、海亀等が取り込まれている)
CCBSP	Convention on the Conservation and Management of Pollack Resources in the Central Bering Sea 中央ベーリング海におけるサケとウダラ資源の保存及び管理に関する条約	1995 年	ベーリング海において沿岸国の 200 海里の外側の公海水域	スケトウダラ、その他の海洋生物資源
FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations 国際連合食糧農業機関	1945 年	全ての水域	全ての水産資源
GFCM	General Fisheries Commission for the Mediterranean 地中海漁業一般委員会	地中海漁業一般委員会協定 (FAO 憲章第 14 条に基づく国際条約) に基づく 1952 年	地中海、黒海及び接続水域	全ての水産資源
IATTC	Inter-American Tropical Tuna Commission 全米熱帯まぐろ類委員会	全米熱帯まぐろ類委員会の設置に関するアメリカ合衆国とコスタ・リカ共和国との間の条約に基づく 1980 年	東部太平洋	まぐろ類、かじき類等
ICCAT	International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas 大西洋まぐろ類保存国際委員会	大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約に基づく 1966 年	大西洋全水域	まぐろ類 (かつお、まぐろ、かじき類)
IOTC	Indian Ocean Tuna Commission インド洋まぐろ類委員会	インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定に基づく 1996 年	インド洋及びその隣接海域 (南緯 45 度の南側を除く)	まぐろ類 (かつお、まぐろ、かじき類)
ISC	International Scientific Committee for Tuna and Tuna-like Species in the North Pacific Ocean 北太平洋まぐろ類国際科学委員会	日光合意に基づき、1995 年に暫定委員会として設立、2004 年未だに改名	北太平洋	まぐろ類、かじき類等
IWC	International Whaling Commission 国際捕鯨委員会	国際捕鯨取締条約に基づき、1948 年に設立、1956 年議定書により修正	締結国の管轄下にある船舶、船舶免許及び船舶登録並びにそれらの船舶、船舶免許及び船舶登録によって船舶が行われる全ての水域	大型鯨類資源
NAFO	Northwest Atlantic Fisheries Organization 北大西洋漁業機関	北大西洋の漁業についての今後多数国間の協力に関する条約に基づく 1979 年	北緯 35 度以西の北北大西洋 (ただし、夏期水産物は沿岸国の 200 海里水域の外側の水域)	全ての漁業資源 (まぐろ、かじき類、鯨類及び大型鯨の定着性の種を除く)
NAMMCO	North Atlantic Marine Mammal Commission 北大西洋海洋哺乳類委員会	北大西洋における海洋哺乳動物の調査、保存管理における協力に関する取極に基づく 1992 年	北大西洋	海洋哺乳類

## 資源評価機関の概要 - 1 -

保存・管理措置	加 盟 国 等	所 在 地
採捕可能量、禁止漁区、保護種の設定、IUU 漁業対策 (正規船リスト、IUU 船リスト、寄港国措置等)、メロ漁獲証明制度等	日本、豪州、ニュージーランド、南アフリカ、ロシア、英国、米国、韓国、中国、トルクメニスタン、スペイン、他 24 개국 + EU	ホバート (豪州)
総漁獲可能量 (TAC) 及び個別漁獲相当量の設定、正規船リスト、漁獲証明制度等	日本、豪州、ニュージーランド、韓国、インドネシア、台湾 [「北大委員会」のメンバーで加盟国と同等のステータスを有する。フィリピン、南アフリカ、EU は協力的参加国]	キャンベラ (豪州)
附属書 I：商業目的の取引を禁止、学術目的の取引は可能 (輸出国及び輸入国の発給する許可証が必要)	日本、米国、英国、豪州、他 177 개국	ジュネーブ (スイス)
附属書 II、III：商業目的の取引も可能 (輸出国の発給する許可証が必要)	日本、中国、韓国、ロシア、米国、ポーランド	/
漁獲可能水準の設定、個別割当量の設定等	日本、米国、中国、韓国、他 191 개국 + EU	ローマ (イタリア)
加盟国に対する政策提言や、情報の収集、分析及び提供等	日本、アルバニア、フランス、ギリシャ、イタリア、スペイン、トルコ、他 23 개국 + EU	ローマ (イタリア; FAO 本部)
資源の開発利用の問題の海洋学的、生物学的、技術的側面の方角づけ、調査の調整促進、等	日本、韓国、米国、中国、フランス、ロシア、メキシコ、パナマ、エルサルバドル、エクアドル、ペルー、太平洋クロマグロ漁獲上限等	ラホヤ (カリフォルニア・米国)
メバチ国別は、補漁獲上限、まき網努力量規制 (全漁獲量 + 沖合特定区における禁漁)、太平洋クロマグロ漁獲上限等	日本、カナダ、赤道ギニア、中国、ブラジル、韓国、ロシア、EU、米国、ウルグアイ、ベネズエラ、他 31 개국 + EU	マドリッド (スペイン)
総漁獲可能量 (TAC) 及び個別漁獲相当量の設定、クロマグロ水産物の原産地禁止、禁漁区、禁漁日、漁獲能力規制、正規船・定額網・漁業船リスト、クロマグロ漁獲証明制度、メバチ統計証明制度、メカジキ統計証明制度等	日本、韓国、豪州、インド、スリランカ、パキスタン、フランス、英国、タイ、中国、マレーシア、インドネシア、他 49 개국 + EU	ウィクトリア (セーシェル)
漁獲能力の制限、正規船リスト、大規模漁船に対する伝報プログラム、メバチ統計証明制度等	日本、カナダ、台湾、韓国、米国、メキシコ、中国、FAO、PICES、SPC、WCPFC はオブザーバー	/
(北上平洋に生息するまぐろ類及びまぐろ類類似種の保存と合理的利用のための科学的調査及び協力の強化)	日本、米国、英国、中国、韓国、ノルウェー、豪州、他 89 개국	ケンブリッジ (英国)
総漁獲可能量 (TAC) 及び個別漁獲相当量の設定、網目規制、体長規制、取締の実施等	日本、カナダ、EU、ノルウェー、アイスランド、韓国、米国、ロシア、他 11 개국 + EU	タートマス (カナダ)
科学調査、管理方式の開発等	ノルウェー、アイスランド、グリーンランド及びフェロー諸島 2 개국及び 2 地域	トロムセ (ノルウェー)

## 国際漁業管理機関・

略語	名称	設立	水域	魚種
+ NPALBW	North Pacific Albacore Workshop	NMFS ホノルル研究所長と遠洋水産研究所長との間の交換書簡に基づき始まり、2004 年未だに ISC に合併	北太平洋	ビンナガ
	北太平洋ビンナガ研究会	1974 年	北太平洋とその付属海のうち、北緯 33 度より北で、各沿岸国の 200 海里以内の海域	潮河性魚類（シロサケ、ギンサケ、カラフトマス、ベニサケ、マスノスケ、サクラマス、スオール・ヘッド）
NPAFC	North Pacific Anadromous Fish Commission	北太平洋における潮河性魚類の資源の保存のための条約に基づく	概ね北緯 20 度以北の北太平洋の公海（ベリンガ海峽の公海及び一つの国の領土的管轄海域によって囲まれた公海海域を除く）	潮河性魚類（シロサケ、ギンサケ、カラフトマス、ベニサケ、マスノスケ、サクラマス、スオール・ヘッド）
NPPC	北太平洋潮河性魚類委員会	1983 年	北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約に基づく	潮河性魚類（シロサケ、ギンサケ、カラフトマス、ベニサケ、マスノスケ、サクラマス、スオール・ヘッド）
	北太平洋漁業委員会	2015 年 7 月条約発効	北太平洋における公海及び沿岸国の領土的管轄海域	潮河性魚類（シロサケ、ギンサケ、カラフトマス、ベニサケ、マスノスケ、サクラマス、スオール・ヘッド）
PICES	North Pacific Marine Science Organization	北太平洋の海洋科学に関する機関のための条約に基づく	北緯 30 度以北の北太平洋海域	魚類、頭足類、海産哺乳類、海鳥
	北太平洋の海洋科学に関する機関	1992 年	北緯 30 度以北の北太平洋海域	魚類、頭足類、海産哺乳類、海鳥
+ SCTB	The Standing Committee on Tuna and Billfish	SPC の マグロ コロカジ キー 評 価 計 画 (TDBAP) の 諮 問 機 関 として 始 ま り、2004 年 より WCPFC の 科 学 委 員 会 に 取 代 合 併	中西部太平洋	まぐろ類、かじき類等
	まぐろ・かじき常設委員会	1988 年	中西部太平洋	まぐろ類、かじき類等
SEAFO	South East Atlantic Fisheries Organization	南東大西洋海域における漁業資源の保存と管理に関する条約に基づく	南東大西洋	メロ、キンダガ、ネレンジングライ、ニニ等の条約適用水域における全ての漁業資源（ただし、カナダ、マクロ等の海域排他性漁獲と大群の定規捕獲を除く）
	南東大西洋漁業機関	2003 年	南東大西洋	メロ、キンダガ、ネレンジングライ、ニニ等の条約適用水域における全ての漁業資源（ただし、カナダ、マクロ等の海域排他性漁獲と大群の定規捕獲を除く）
SIOFA	The Meeting of the Parties to the Southern Indian Ocean Fisheries Agreement	南インド洋漁業協定に基づく	南インド洋	漁船によって漁獲される全ての魚類、軟体動物、甲殻類その他の海産物（定規捕獲、排他性漁獲、海産物北移動、海産物の長距離移動及び海鳥、既存の国轄的な漁業管理機関の漁獲を除く）
	南インド洋漁業協定締約国会議	2012 年	南インド洋	漁船によって漁獲される全ての魚類、軟体動物、甲殻類その他の海産物（定規捕獲、排他性漁獲、海産物北移動、海産物の長距離移動及び海鳥、既存の国轄的な漁業管理機関の漁獲を除く）
SPC	The Secretariat of the Pacific Community	太平洋委員会設立協定に基づく	北緯 20 度以南の南太平洋	まぐろ類、かじき類等
	太平洋共同体事務局	1947 年	北緯 20 度以南の南太平洋	まぐろ類、かじき類等
WCPFC	Western and Central Pacific Fisheries Commission	西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約に基づく	中西部太平洋	まぐろ類、かじき類等
	中西部太平洋まぐろ類委員会	2004 年	中西部太平洋	まぐろ類、かじき類等
	日口漁業委員会	日ソ地先沖合漁業協定に基づく	日本及びロシアの北西太平洋の沿岸に接する 200 海里水域	ストラドリングスツック他
	日口漁業合同委員会	1984 年	日本及びロシアの北西太平洋の沿岸に接する 200 海里水域	ストラドリングスツック他
	日口漁業合同委員会	日ソ漁業協力協定に基づく	北西太平洋	潮河性魚類を含む全ての生物資源
	日口漁業合同委員会	1985 年	北西太平洋	潮河性魚類を含む全ての生物資源
	日中漁業共同委員会	日中漁業協定に基づく	日本及び中国の排他的経済水域	全ての水産資源
	日中漁業共同委員会	2000 年	日本及び中国の排他的経済水域	全ての水産資源
	日韓漁業共同委員会	日韓漁業協定に基づく	日本及び韓国の排他的経済水域	全ての水産資源
	日韓漁業共同委員会	1999 年	日本及び韓国の排他的経済水域	全ての水産資源

†：吸収・合併された組織

## 資源評価機関の概要 - 2 -

保存・管理措置	加盟国等	所在地
北太平洋ビンナガの漁業データのレビュー、調査研究のレビュー、資源評価を行う非公式な研究会であったが、2004 年未だに ISC のビンナガワーキンググループ (WG) となる	日本、カナダ、台湾、韓国、米国、メキシコ、中国 7 개국・地域	
条約水域での潮河性魚類を対象とする漁獲を禁止、加盟国以外の国による漁獲を抑制する等	日本、米国、カナダ、ロシア、韓国 5 개국	バンクーバー (カナダ)
漁獲可能性、漁獲努力量などの保存管理措置を採択、実施予定	日本、ロシア、カナダ、中国が批准。このほか米国、韓国、台湾が条約作成交渉に参加	東京 (日本) の予定
関係海域及び当該海域の生物資源に関する科学上の知識を増大するための海洋科学研究を促進しおよび調整すること	日本、カナダ、米国、中国、ロシア、韓国 6 개국	シドニー (カナダ)
漁獲統計、調査研究、資源評価に関する科学的議論を行う	日本、米国、中国、韓国、台湾、豪州、フィジー、他	ヌメア (ニューカレドニア)
総漁獲可能量 (TAC) の設定、正規許可船リスト、寄港国措置等	日本、アングラ、EU、ナミビア、ノルウェー、南アフリカ、韓国 6 개국 + EU	スワコブムランド (ナミビア)
検討中	日本、韓国、豪州、クック諸島、フランス (海外領土)、モーリシャス、セーシェル、EU 7 개국 + EU	未定
科学、技術、経済、社会分野の研究の提供・促進等	フィジー、バプアニューギニア、ポリネシア、他 26 개국・地域	ヌメア (ニューカレドニア)
メバチ国別は、網漁獲上限、まき網（熱帯水域）の FAD 漁業規制及びびび魚群クロマクロ国別小笠原漁獲上限等	日本、米国、中国、韓国、台湾、豪州、EU、太平洋島国、他 24 개국 + EU、台湾	ボンベイ (ミクロネシア)
特定魚種に対する資源評価、漁獲制当等採業条件の決定		
潮河性魚類の魚種別漁獲量はかを決定		
漁獲制当等採業条件の決定		
漁獲制当等採業条件の決定		